

1. 金銭債権と利息債権

現在の時点は、2006年4月14日とする。

[Xの言い分]

1 私は、Yに対する、 α （200万円の貸金債権）・ β （100万円の貸金債権）・ γ （300万円の部品代金債権）という3口の債権を有しているので、Yには、きちんと利息や遅延損害金を付けて払ってもらいたいです。

2 まず、 α 債権のことをお話しします。私は、Yとは中学校の同級生で、Yをよく知っています。2004年3月頃、行きつけの居酒屋でバツタリとYと会い、久しぶりの昔話に盛り上がりました。それ以後、月に1~2回くらい飲みに行く程度の仲になりました。2005年2月7日にその居酒屋でYと飲んでいると、Yは不景気の愚痴をこぼし、「取引先が倒産したことから、親から継いだ自動車修理と中古車販売の会社（Z社）の運転資金が不足している。利息を月1割払うから、200万円貸してくれないか」と頼まれました。私は、親父Aの金融業の手伝いをしていて、私が言うのも変ですが、高利の金を借りて夜逃げする客もたくさん見てきましたので、「水臭いことを言うな。そんな高い利息はいらない。200万円くらいなら貸してやる」と言って、翌8日には自分の預金口座から200万円を引き出してYに貸してやりました。ええ、その時には、Yの経済状態はすでに相当悪かったらしいのですが、私はそのことを全然知りませんでした。もし知っておれば、金を貸すこともなかったでしょう。友達間のことですから、利息や期限は特に決めることもなく、借用証も書いてもらっていません。もっとも、Yから100万円くらいする高級な腕時計甲を担保として手渡されました。2月7日の居酒屋でのやりとりは、その時一緒に飲んでいた共通の友人が何人も見聞きしていたはずですが。

Yが市議員に立候補するのでその選挙資金をあげたなどということはありません。Yは昔から人望のない奴で、選挙に出ても当選するはずもなく、いくら友達であっても金をドブに捨てるようなマネはしませんよ。しかも、私自身が、そのころから独立を考えて資金を集めていたので、他人様に恵んでやる余裕などありませんでした。

3 いくら返済の期限を決めていなかったと言っても、1年経ってもYが知らん顔をしているものですから、私も腹が立ってきました。そこで、今年（2006年）の3月4日に、「いいかげんに200万円を返してくれ」と電話で催促したところ、Yが借りた覚えはないとしらをきったので、大げんかになりました。こっちも友達だから商売気抜きで貸してやったのに、まったくひどいものです。Yがそういう態度に出るのなら、親父Aの店で普通に貸している場合の年利20%程度の利息は付けて返してもらわないと納得できません。

4 次に β 債権のことをお話しします。Bは、Yに部品を納入していた業者ですが、2003年8月1日に、Yから頼まれて、しぶしぶ100万円を貸した、ということです。借用証には、同日付で次の旨の記述があり、Yの署名と印鑑が押してあります。

- 1) 貸付額100万円、弁済期2004年6月1日、利率は10か月で15%。
- 2) 利息15万円と謝礼金5万円を天引した80万円をYはBから受領した。
- 3) 返済はBの指定するBの銀行口座への振込みでおこない、振込手数料はYの負担とする。
- 4) 期限を徒過した場合、Yは年利30%の遅延損害金を支払う。

ところが、Yは弁済期になっても返済しませんでした。

5 次に γ 債権のことをお話しします。Bは、2004年1月22日に、Yから部品300万円分の注文を受けて、翌23日に納品しました。発注書と納品書・請求書はありますが、契約書は作られていません。支払期日はどこにも書いていませんが、それまでの取引と同じく翌月末のはずです。ところが、Yは、期日に支払をしませんでした。

6 最後に、 $\beta \cdot \gamma$ 債権を取得した経緯をお話しします。Bは私の親父Aから何度か金を借りていたのですが、2006年3月末には総額約350万円になっていた借金が期日になっても返済できなくなりました。こちらはきちんと貸付けの証書も残っています。ちょうどその頃、私も独立して金融業を始めようかと思っていたところで、親父から、いくらかの独立資金をもらいました。親父Aは、その一部として、「債権取立ての苦労も味わってみろ」と言って、Bに対する約350万円の債権を私に譲渡してくれました。以後、私は、Bと返済計画について何度か話し合い、Bの借金を帳消しにしてやる代わりに、BがYに対して持っていた $\beta \cdot \gamma$ 両債権を譲り受けました。2006年4月3日のことです。

7 たしかに、Yに対する $\beta \cdot \gamma$ 両債権の譲渡を受けたことは、私がおその日に電話でYに知らせ、直ちに私に支払えと言いました。ただ、代わりに連絡しておいてくれとBから頼まれていたので、何も問題はないんじゃないですか。Bとの間では代物弁済の契約書もあり、Bから債権譲渡通知を代わりにおこなってくれという旨の委任状ももらっています。

[Yの言い分]

1 Xに対しては借金など一切ありません。あいつは友達だと思っていたのに、やっぱりあこぎな金貸しなどやっているひどい奴だったんですね。

2 まず、Xには借りなどありません。たしかに、私たちは、偶然再会して以来、とても仲のよい飲み友達でした。去年(2005年)の2月7日にも一緒に飲んだ記憶があります。そのころ私は、周囲の勧めもあり、市議員に立候補することを考えていました。そのために選挙資金がいるから金を貸してくれないかと話すと、Xが「水臭いことを言うな。200万円くらいなら出してやる」と言ってくれました。気前の良い奴だと思いましたが、私が市議員になったときに便宜を図ってもらおうつもりだったのでしよう。

3 その翌日の2月8日に、Xは、さっそく私の家に200万円を持ってきてくれました。そうです、200万円は、Xから借りたのではなく、Xが選挙資金として寄付してくれたものなんです。腕時計甲は、飲んでいるときに、話の流れでXに渡したまま、返してもらうのを忘れていました。もちろん返してもらいたいです。

4 今年2月末の市議員選挙では、私は、残念ながら落選しました。そのとたんに、Xは20%も利息を付けて金を返せと言ってきました。とんでもない話です。

5 次に、β債権についてお話しします。たしかに2003年夏頃、Z社の経営状態は苦しかったです。Z社の土地や建物はすでに抵当に入っていますから銀行はもう貸してはくれず、しかたなく、長年の取引先であるBから、Xが言うとおりの内容の借金をしました。

6 さらにγ債権についてお話しします。2004年1月末にBから納品された部品は、うちの仕様に合わない不良品だったのです。2月初めごろに、知らずにそれを修理に使ってしまい、お客さんから苦情が出ました。Bにはすぐに連絡して、仕様どおりの物をきちんと納品しろと要求するつもりでしたが、どうしても連絡が取れませんでした。後で聞いた話では、そのころBは、Xの父親Aから借りた金が返せず、すでに夜逃げしていたと聞いています。とにかく、注文品が納品されていないのに代金を払うバカはいませんから、代金は支払っていません。β債権の方もBに連絡がつかないので、払っていません。でも、Bが行方不明で受け取れないのに、なぜ支払が遅れたなどと難癖を付けられなければならないんですか。しかも、Bではなく、Xから。

7 BがXの父親Aから借金していたとか、XがAからBに対する債権を譲り受け、Bとの間で代物弁済をしたというのは、Xの嘘ですよ。だって、Bはその1年も前から行方不明になっていたのですから。

8 たしかにXからは、4月3日に電話をもらいました。こんなところで嘘をついてもしかたありませんから、それは認めます。でも、Xは私に貸してもいない金を返せというだけではなく、Bの債権を譲り受けたと一方的に嘘をついているのですよ。私がBに借金があるとしても、Bが譲渡したと知らせてくるならともかく、Xが譲り受けたと一方的に電話してきたって、譲渡がほんとうにあったなんて信じられませんよ。また、Xはβ債権を返済する振込先の口座を知らせてきませんでしたので、返済ができなかったのはしかたがないのではないのでしょうか。

Keypoints

- ① 貸金元本の返還と利息の支払を求める請求が、相互にどういう関係に立ち、それらの請求をおこなうためには、どのような事実を主張・立証しなければならないかを理解する。
- ② 貸金元本授受前に担保権を設定する行為の効力につき、担保権の付従性との関係でどのような議論があるかを理解する。
- ③ 利息制限法違反の適用のされ方を理解する。
- ④ 債権譲渡の基本構造（要件・効果・債務者対抗要件など）を理解する。

Questions

- (1) まず、α債権と腕時計甲に関連する問題を検討する。
 - (a) Xは、Yに対して、200万円の貸金返還と年利20%で計算したその利息の支払を

請求できるか。

(ア) Xがこの請求をおこなうためには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。

(イ) Yは、Xの請求に対して、どのような主張によって争うことができるか。

(b) XがYに対して200万円を不当利得として返還請求するためには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。

(c) Yは、Xに対して、腕時計甲の返還を請求できるか。

(ア) Yがこの請求をおこなうためには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。

(イ) Xは、Yの請求に対して、どのような抗弁を主張することができるか。

(2) 次に、β債権について検討する。Xは、Yに対して、その主張どおり、BがYに貸し付けた100万円の返還と年利30%で計算した遅延損害金の支払を請求できるか。

(a) Xがこの請求をおこなうためには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。

(b) Yは、Xの請求に対して、どのような抗弁を主張することができるか。

(3) 最後に、γ債権について検討する。XはYに対して、その主張どおり、300万円の売買代金と年利6%で計算した遅延損害金の支払を請求できるか。

(a) Xがこの請求をおこなうためには、どのような事実を主張・立証する必要があるか。

(b) Yは、Xの請求に対して、どのような抗弁を主張することができるか。

Checkpoints

問(1) に関して

① XとYが中学校の同級生で、2004年3月頃に再会して以後、月に1～2回くらい飲みに行く程度の関係であったことは、意味をもつか。

② 2005年2月7日に居酒屋でYが「取引先が倒産したことから、親から継いだ自動車修理と中古車販売の会社(Z社)の運転資金が不足している。利息を月1割払うから、200万円貸してくれないか」と言ったことが事実だとすると、それは意味をもつか。

③ Yが市議員に立候補して落選したことは、意味をもつか。

④ Xが「そんな高い利息はいらない。」と言ったことが事実だとすると、それは意味をもつか。

⑤ Xが「水臭いことを言うな。《中略》200万円くらいなら貸してやる」と言ったか、「水臭いことを言うな。200万円くらいなら出してやる」と言ったかのいずれかであることは、意味をもつか。

⑥ 利息も期限も特に決めず、借用証書も作られていないことは、意味をもつか。

⑦ Xが父親Aの金融業の手伝いをしていて、独立を考えていたことは、意味をもつか。

⑧ Xが金銭を自分の預金口座から引き出してYに渡したということは、意味をもつか。

⑨ 現金200万円の授受が2005年2月8日にYの自宅でおこなわれたことは、意味をもつか。

⑩ 2005年2月7日に、Yが100万円くらいの高級な腕時計をXに手渡したことは、意味をもつか。

⑪ Xが2006年3月4日に、200万円の返済を電話で催促したことは、意味をもつか。

問(2)に関して (問(3)と共通のものを含む)

- ① BがYに部品を納入していた業者であるということは、意味をもつか。
- ② 2003年8月1日にYが署名・押印した借用証の記載1)～4)は、意味をもつか。
- ③ XがAから独立資金として、AのBに対する約350万円の貸付債権を譲り受けたことは、意味をもつか。
- ④ 2006年4月3日に、XがBとの間で、Bの借金を帳消しにする代わりに、BがYに対して持っていた β ・ γ 両債権をBから譲り受けたことは、意味をもつか。
- ⑤ AがBに対して有していた債権額の合計が約350万円である一方、BのYに対する β 債権と γ 債権の合計が利息・損害金を除いて400万円であることは、意味をもつか。
- ⑥ 2006年4月3日に、Xが、Bから委任状をもらって、 β ・ γ 両債権の譲渡を受けたことをYに電話で知らせてきたことは、意味をもつか。
- ⑦ Bが1年余り前から行方不明になっているというYの7の主張は、 β 債権の譲渡について、意味をもつか。
- ⑧ XがYに β 債権を返済する振込先の口座を知らせてこなかったことは、意味をもつか。

問(3)に関して

- ① 契約書が作られず、支払期日を明記した書類が存在しないことは、意味をもつか。
- ② 2004年1月末にBからYに納品された部品は、Yの注文の仕様に合わない不良品だったことが事実だとすると、それは意味をもつか。
- ③ Yが仕様どおりの物を納品するようBに要求しようとしたがBに連絡が取れなかったことは、意味をもつか。

Materials

1) 必読文献

- 潮見『プラクティス債権総論』22～33頁
- 山本敬三『民法講義IV』361～382頁

2) 参考文献A

- 司研『紛争類型別』24～30頁
- 須藤典明「金銭消費貸借と利息の天引き」鎌田ほか編『民事法III』127頁

3) 参考文献B

- 司研『要件事実I』253～257頁、275～279頁
- 倉田監修『要件事実(債権総論)』50～52頁
- 倉田監修『要件事実(契約上)』438～487頁